平成２６年（フ）第８号
堺市南区鴨谷台１丁44番１―104号
債務者　松田　茂子
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２号
高知市東雲町１番18号
債務者　長尾　扶美
1　決定年月日時　平成26年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１６０３号
熊本市南区近見３丁目11番33号
債務者　横山　智人
1　決定年月日時　平成26年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０５０号
福岡市城南区西片江１丁目13番８―106号
債務者　横山　正一
1　決定年月日時　平成26年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２５号
長崎県長崎市梁川町16番16―201号、旧住所
長崎県松浦市今福町東免497番地
債務者　中村　浩二
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９号
長崎県諫早市堂崎町10番地38
債務者　松尾　静代
1　決定年月日時　平成26年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第５号
北海道岩見沢市志文町1183番地137　ウイングハイツＡ102
債務者　田中あんと
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第５号
北海道登別市柏木町１丁目23番地２　柏木団地８―836
債務者　後藤　哲朗
1　決定年月日時　平成26年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第３７号
盛岡市月が丘２丁目８番16号　メゾン月が丘203号
債務者　山形　一也
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第８４号
福島県会津若松市館馬町15番49号、前住所福島県南会津郡下郷町大字合川字宮ノ前丁1025番地１
債務者　髙橋みゆき（旧姓室井）
1　決定年月日時　平成26年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第２８号
群馬県沼田市鍛冶町975番地８
債務者　竹内　弘子（旧姓信澤）
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２６年（フ）第２号
群馬県沼田市上原町1726番地15
債務者　金子サトノ
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２６年（フ）第１７号
山梨県甲府市山宮町3167番地34
債務者　杉澤　悦子
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１９号
山梨県南アルプス市有野3940番地
債務者　倉持　和明
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２５３号
福岡市東区青葉７丁目38番12―106号
債務者　米村　千恵
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３９７号
福岡県宗像市青葉台２丁目１番地１
債務者　落合由紀子
1　決定年月日時　平成26年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９３９号
福岡市中央区六本松４丁目４番12―202号
債務者　高木　美加
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

第明治三十二種五郵年三月三十一便物認可日